

日米地位協定の抜本的改正を求める意見書

我が国には、「日米安全保障条約」と「日米地位協定」にもとづく米軍施設・区域（以下、米軍基地）が、30都道府県に128施設・約980平方キロメートル（2017年度末・米軍専用施設は13都道府県に78施設・264平方キロメートル）にわたって存在している。

米軍基地に隣接する全国の自治体は、長年にわたって基地の存在によって派生する住民生活への過重な負担を強いられてきた。特に全国の米軍専用施設の約70.4%が集中する沖縄県は、米軍機の事故や航空機騒音、環境問題や、米軍人・軍属等による犯罪・事件が後を絶えず、地域住民の生活が危険にさらされ圧迫されている。

沖縄県以外でも米軍船艇と民間船舶の事故が各地で多発しており、危険性が指摘される「オスプレイ」の全国展開もすすんでいる。地位協定の問題は沖縄県だけの問題ではない。

日米地位協定は、日米の安全保障体制や我が国の社会環境が大きく変化しているにもかかわらず、1960年に締結されて以来、50年以上もの間、一度も改正されていない。これまで一定の運用改善や環境補足協定の締結等がなされてはきたものの、米軍基地から派生するさまざまな事件・事故等から国民の生命・財産と人権を守るためにはまだ不十分といわざるを得ず、根本的な解決のためには日米地位協定を抜本的に見直す必要がある。

よって本議会は日米地位協定を抜本的に見直しされるよう、強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成30年 3月15日

北海道豊富町議会
議長 河田 誠 一

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、内閣官房長官、沖縄及び北方対策担当大臣